

転出された方へご案内

1. 転入の手続きは、新住所地に住み始めた日から14日以内に新住所地の市区町村で行ってください。
2. おもな手続きとして、次のようなものがあります。

| 内 容 | 三好市での手続き | 担当窓口 (市外局番 0883) | 新しい住所での手続き |
|--|---|-------------------------------------|--|
| 個人番号カード 住基カード | 返却する必要はありません。 紛失されている場合には、手続きをしてください。 なお、電子証明書は住所を変更することで失効します。 個人番号カードの申請中でまだカードを受け取っていない方は、申請が無効になります。 | 市民課 1階 1・2・3番窓口 Tel72-7609 | 継続利用を希望される方は、カードを持参して手続きをしてください。 電子証明書を引き続きご利用の方は再申請してください。 個人番号カード申請中の方は新しい住所で再申請をしてください。 |
| 印鑑登録証 | 印鑑登録証を返却してください。転出(予定)日に資格が喪失します。 | | 必要な場合は、印鑑登録の手続きをしてください。 |
| 国民健康保険 | 喪失届を提出し、保険証または資格確認書を返却してください。転出(予定)日の翌日に資格が喪失します。転出日と転入日が同日の場合は、転出日に資格が喪失します。 | 保険医務課 1階4・5番窓口 Tel72-7613 | 転入の際、申し出をしてください。転入先の世帯が国民健康保険に加入している場合は、加入手続きをしてください。 |
| 後期高齢者医療保険 | 保険証または資格確認書を返却してください。 県外に転出される方は、負担区分等の証明書を受け取ってください。 | | 後期高齢者医療保険の加入手続きをしてください。 県外から転入される方は、負担区分等証明書を提出してください。 |
| 子どもはぐくみ医療・ ひとり親医療・重度医療等の 受給対象者の方 | 喪失届を提出し医療受給者証を返却してください。 | | 新しい市区町村の担当課でおたずねください。 |
| 障害者手帳・各受給者証をお持ちの方 | 喪失届や返却等が必要な場合がありますのでお問い合わせください。 | 長寿・障害福祉課 1階6・7番窓口 Tel72-7610 | 新しい市区町村の担当課でおたずねください。 |
| 緊急通報サービスを受けている方 | 廃止届の手続きをしてください。 | | |
| 介護保険の被保険者 (65歳以上の方) | 保険証を返却してください。 | 長寿・障害福祉課 1階8番窓口 Tel72-7610 | 介護保険の加入手続きをしてください。 |
| 要介護、要支援認定を受けている方 | 保険証を返却してください。 介護保険受給資格証明書を受け取ってください。 | または 介護保険センター Tel76-0030 | 介護保険受給資格証を提出し、介護保険の加入手続きをしてください。 |
| 公立小学校・中学校に在学している児童生徒 | 学校で転校の手続きをしてください。 | 学校教育課 3階 Tel72-3555 | 入学の手続きをしてください。 |
| 児童手当 | 受給事由消滅届を提出してください。 | 子育て支援課 (子育て支援センター) Tel72-7648 | 認定請求書の提出をしてください。 |
| 児童扶養手当 | 住所変更手続きをしてください。 | | 新しい市区町村の担当課でおたずねください。 |
| 新住所地での手続き等については、新住所地の市区町村窓口へお問い合わせください。 | | | |

- ・転出を取りやめた場合は、すみやかに転出証明書を市民課に持参して転出取り消しの届出をしてください。
- ・転出証明書の住所と異なったところに転入する場合は、転出証明書を新住所地の市町村に持参してください。